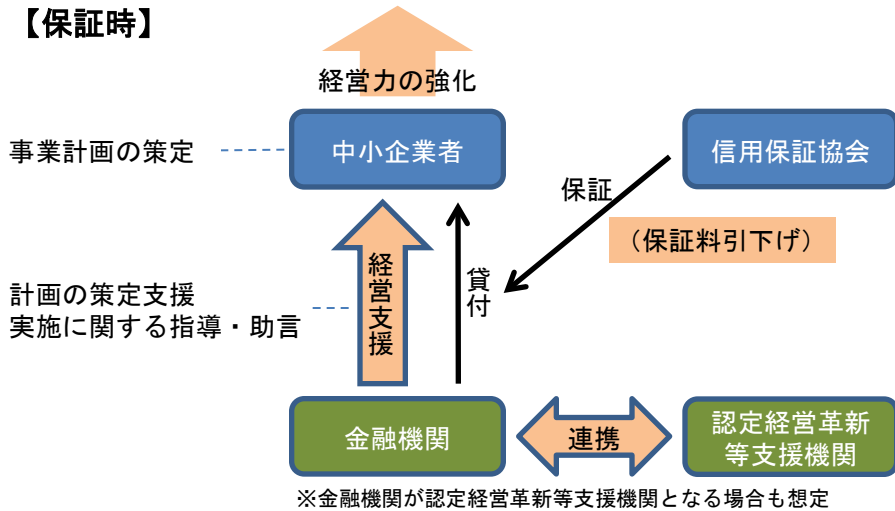


- 中小企業が外部の専門家（金融機関、税理士等（※））の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を減免（概ね▲0.2%）し、金融面だけでなく、経営の状態を改善する取組を強力にサポート。
- 中小企業は、外部の専門家等の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、その実施状況を金融機関に対して報告（四半期毎）、金融機関は、経営支援の実施状況を含め信用保証協会に対して報告（年1回）。
- 本保証制度を10月1日から保証申込の受付開始。

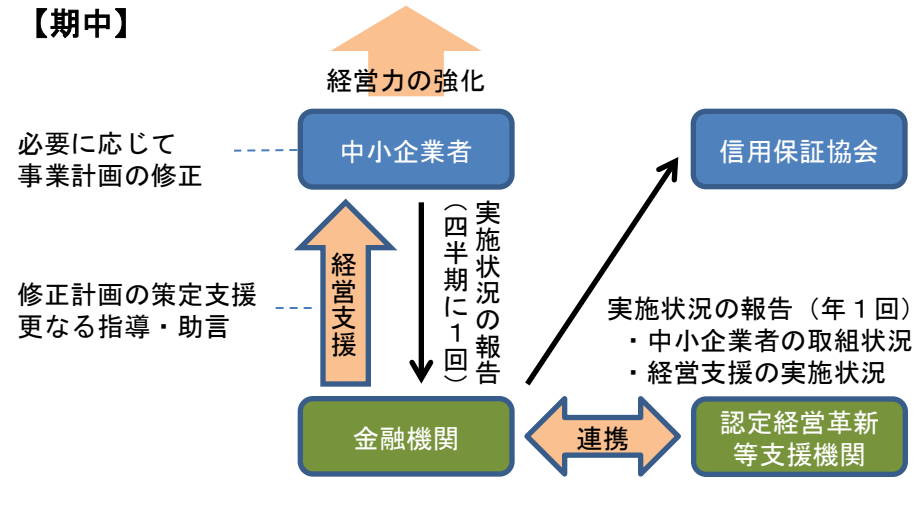
※ 認定経営革新等支援機関

…中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項（8月30日施行）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた外部の専門家

【保証時】



【期中】



- 保証限度額 2億8,000万円（一般の普通・無担保保証）
- 保証割合 責任共有保証（80%保証）  
ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は、例外的に100%保証
- 保証料 一般保証における保証料率から概ね0.2%引下げ